

旅行業変更登録申請書類一覧表(2)

〔第1種の旅行業者が業務の範囲を第2種、第3種又は地域限定に変更する場合〕

No.	必要書類等	法人	個人	備 考
1	変更登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は住民票に記載の「住所地」とすること。
2	変更登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	変更登録申請書(3) ※申請書(3)1枚と登録簿(3)3枚の計4枚	▲	▲	・旅行業者代理業者を持っている場合に提出
4	現在の登録の事実を証する書類	○	○	・観光庁長官の登録通知書の写し又は登録簿の業者控の写し
5	旅行業務に係る事業の計画	●	●	・「10 手配の確実性を証する契約先」欄に係わる契約は、その契約書の写しを添付
6	旅行業務に係る組織の概要	●	●	・旅行業務を取扱う部局及び関連部局の組織図に選任した管理者を明記
7	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び 添付書類の写し ※抜粋ではなく、全頁の写し	○		・直近に申告した確定申告書全頁及び添付書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書)全頁の写し ※「会社法第396条に基づく公認会計士又は監査法人による財務監査証明書」又は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書」があるときは、確定申告書全頁の写しをこれに代えることができる。
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	・申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 ※複数口座の残高証明書を提出する場合は、同一証明日とすること。 ・土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(都税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
8	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書写が必要
	旅行業務取扱管理者の合格証 又は認定証の写し	○	○	
	履歴書	●	●	・自署したもの
	宣誓書	●	●	・自署したもの ・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
9	標準旅行業約款	●	●	・約款2部 (2部のうち、1部は、登録通知書交付時に返却)
10	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	○	○	
11	旅行業変更登録申請手数料	○	○	・11,000円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※釣銭のないようにお願いします。

(注1) ●▲印は、所定の様式があります。

(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。